政令第二百四十二号

道路法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、道路法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十号）附則第一条本文の規定に基づき、この政令を制定する。

道路法等の一部を改正する法律の施行期日は、平成二十五年九月二日とする。

財務大臣　麻生　太郎
国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十五年八月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎

政令第二百四十三号

道路法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、道路法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十号）の施行に伴い、並びに道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十七条第六項及び第七項、第二十七条第二項から第四項まで、第四十二条第二項、第五十三条第一項並びに第九十七条の二、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第五十四条第一項、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第二十五条第二項、道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和三十三年法律第三十四号）第四条第二項並びに日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第百二号）第二十六条第二項の規定に基づき、並びに道路法を実施するため、この政令を制定する。

（道路法施行令の一部改正）

第一条　道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「国道の新設又は改築」を「道路の新設等」に改める。

第一条の六第一項中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同項の表第十三条第三項、第十八条第一項、第五十条第一項、第五十三条第一項の項中「、第五十三条第一項」を削り、同表第十三条第四項、第十九条第二項、第五十条第四項及び第五項の項の次に次のように加える。

第十七条第六項、第二十五条第一項、第一項、第五十一条、第五十三条第一項、第九十条第一項、第九十六条第二項	都道府県又は	指定市又は
		指定市以外の市又は
	町村又は	

第一条の六第一項の表第二十五条第一項、第九十条第一項、第九十六条第二項の項を削り、同条第二項中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同項の表第十九条第二項の項の前に次のように加える。

第十七条第六項、第二十五条第一項、第五十一条、第九十条第一項、第九十六条第二項	都道府県又は	都道府県又は
	町村又は	都道府県又は町村若しくは

第一条の六第三項中「同条第六項」を「同条第七項」に改め、同項の表第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第二十四条の二第一項及び第三項、第二十四条の三、第三十二条、第三十三条第一項、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条第一項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条の六、第四十七条の七第一項、第四十八条の十七第一項、第四十八条の十八第一項、第四十九条第一項、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第二項及び第三項、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十一条第一項から第三項まで、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二第一項及び第二項前段、第九十六条第五項の項中「第二十二条第一項」の下に「、第二十二条の二」を、「第二十四条の三」の下に「、第二十八条の二第一項」を加え、同条に次の一項を加える。

4　法第十七条第六項の場合における同条第七項の規定による法の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第二条第二項第二号、第六号及び第七号	道路管理者	道路管理者又は国土交通大臣
第十八条第一項	第十六条又は	第十六条若しくは
	道路管理者」という。）	道路管理者」という。）又は国土交通大臣（以下「道路管理者等」と総称する。）
	決定して	決定し、道路管理者は
第二十一条、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十四条、第三十二条から第三十三条まで、第三十四条から第三十六条まで、第三十八条、第三十九条第一項、第四十条第二項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十四条の二第一項から第五項まで及び第八項、第四十五条第一項、第四十六条第一項及び第二項、第四十七条の六、第四十七条の七第一項、第四十八条の十七第一項、第四十八条の十八第一項、第四十九条第一項、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項、第五十九条第三項、第六十条、第六十一条第一項、第六十二条、第六十六条第一項、第六十七条の二から第六十九条まで、第七十条第一項、第三項及び第四項、第七十一条第一項から第五項まで、第七十二条第二項及び第三項、第八十六条第二項、第八十七条第一項、第九十一条第一項から第三項まで、第九十二条第四項、第九十三条、第九十五条の二第一項及び第二項前段、第九十六条第五項の項	道路管理者等	
第四十七条の二第二項		道路管理者を異にする二以上の道路に係るものであるとき（国土交通省令で定める場合を除く。）は、同項	第十七条第六項の規定により国土交通大臣が改築又は修繕に関する工事を行う道路及び当該道路以外の道路に係るものであるときは、前項